



日本共産党市会議員

2015年11月11日

# 庄本けんじ

携帯 090-6665-9401

議員控え室 0798-35-3368

活動ニュース

## 来年1月から **問題だらけ** マイナンバー制度開始

番号、使用(記載)しなくても  
カード申請しなくても、なんら困りません

来年の1月からマイナンバー制度が始まります。十一月から各家庭に家族全員の個人番号を知らせるカードが届きます。問題だらけのマイナンバー制度が、多くの反対を押し切り、数々の問題を残し見切り発車されます。どう扱ったらいいのか、心配が広がっています。



「カードの取得は強制ではない」  
「番号記載しなくても、不利益なし」  
全国中小企業団体連絡会が各省庁から回答を得る

商工新聞の報道によると、全国中小業者団体連絡会（全中連）が10月27、28の両日に行った省庁交渉で、マイナンバー（共通番号）制度実施の延期・中止を求めるとともに「共通番号の記載がなくても提出書類を受け取り、不利益を与えないこと」などを要望しました。その際、各省庁では、「カードの取得は強制ではない」「番号記載しなくても、不利益なし」との回答を得たようです。以下、その内容を紹介します。（裏面）

## 各省庁の主な回答

### 内閣府

- 「個人番号カード」の取得は強制ではない。取得せずとも不利益はない。
- 従業員から番号提出を拒否された記録がなくても罰則はない。

### 国税庁

- 確定申告書に番号未記載でも受理し、罰則や不利益はない。番号を扱わないことで国税上の罰則や不利益はない。
- 窓口で本人確認ができず、番号通知がなくても申告書は受理する。

### 厚生労働省

- 労働保険の書類に番号の記載がなくても受理する。罰則や不利益はない。
- 労働保険事務組合が番号を扱わないことで罰則や不利益はない。

### 【内閣府】

「個人番号カード」の取得は申請によるもので強制ではない。カードを取得しないことで不利益はない。「扶養控除等申告書」「源泉徴収票」などの法定資料や雇用保険、健康保険、厚生年金保険など書類に番号が記載されていなくても書類は受け取る。記載されていないことで従業員、事業者にも不利益はない。

従業員から番号の提出を拒否されたときは、その経過を記録する。しかし、記録がないことによる罰則はない。

### 【国税庁】

確定申告書などに番号未記載でも受理し、罰則・不利益はない。

事業者が従業員などの番号を扱わないことに対して国税上の罰則や不利益はない。

窓口で番号通知・本人確認ができなくても申告書は受理する。

これらのことは個人でも法人でも同じ。

### 【厚生労働省】

労働保険に関して共通番号の提示が拒否され、雇用保険取得の届け出で番号の記載がない場合でも、事務組合の過度な負担が生じないように、ハローワークは届け出を従来通り受理する。罰則や不利益はない。

労働保険事務組合が番号を扱わないことによる罰則や不利益な扱いはない。

番号を記載した書類を提出するとき、提出者本人の番号が確認できない場合でも書類は受理する。（全国商工新聞 1 月 9 日付から転載）

# アベ政治を許さない！



暴力的な強行採決で成立させた戦争法。一日たりともそのままにしておくわけにはいきません。

戦争法廃止のたたかいは、ひきつづき大きく広がっています。力を合わせ、戦争法廃止の国民連合政府を打ち立てましょう。立憲主義、民主主義、平和主義を取り戻しましょう。

安倍政権の暴走はとどまるところを知りません。原発再稼働、沖縄基地問題、TPP、くらし破壊……。自公政権を追い詰め、一人ひとりの尊厳を大切にする政治をつくりましょう。

## 戦争法廃止の2000万署名 ご協力よろしくお願ひします